

尾三消防組合議会議事録 令和元年9月定例会

議 長	書記長	書 記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長	島 田 茂 樹
会 期	自 令和元年9月27日 至 令和元年9月27日	1日間	
出席議員数	議員定数15名		
出席議員	1 番 議 員 加 藤 啓 二 3 番 議 員 比 嘉 浩 二 5 番 議 員 福 安 金 之 助 7 番 議 員 一 色 美 智 子 9 番 議 員 ふ じ え 真 理 子 11 番 議 員 な か じ ま 和 代 13 番 議 員 大 橋 ゆ う す け 15 番 議 員 武 田 治 敏	2 番 議 員 門 原 武 志 4 番 議 員 加 藤 孝 久 6 番 議 員 渡 邊 郁 夫 8 番 議 員 近 藤 郁 子 10 番 議 員 岡 崎 つ よ し 12 番 議 員 山 田 け ん た ろ う 14 番 議 員 山 根 み ち よ	
欠席議員	なし		
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 近 藤 裕 貴 副 管 理 者 小 野 田 賢 治 副 管 理 者 吉 田 一 平 消 防 長 近 藤 信 之 次 長 兼 予 防 課 長 伊 豆 原 正 人 次 長 兼 日 進 消 防 署 長 成 瀬 正 樹 会 計 管 理 者 中 野 一 俊 指 令 課 長 宮 家 美 博	副 管 理 者 井 俣 憲 治 副 管 理 者 小 浮 正 典 事 務 局 長 可 児 嗣 久 次 長 小 塚 法 人 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長 山 田 孝 明 次 長 兼 総 務 課 長 廣 瀬 敏 文 消 防 課 長 酒 井 雄 二 監 査 委 員 柘 植 豊 彦	
職務のために出席した総務課職員の職・氏名	総務課専門監 村 瀬 昭 二 総務課課長補佐 塚 谷 友 昭	総務課主幹 川 上 良 樹	
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 島 田 茂 樹 書 記 久 保 田 直 也		
会議録署名議員	3 番 議 員 比 嘉 浩 二	4 番 議 員 加 藤 孝 久	

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議案名	結果
議案第12号	平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	原案可決
議案第13号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第15号	尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	財産の取得について	原案可決
議案第17号	財産の取得について	原案可決
議案第18号	訴えの提起について	原案可決
議案第19号	令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議員提出議案 第1号	議員派遣の件	原案可決

令和元年9月尾三消防組合議会定例会議事録

下記議案議決のため、令和元年9月27日午前10時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 議案第12号
平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第13号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第14号
尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第15号
尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第16号
財産の取得について
(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-A型) |
| 日程第11 | 議案第17号
財産の取得について
(災害対応特殊救急自動車・高規格救急自動車) |
| 日程第12 | 議案第18号
訴えの提起について |

- 日程第 13 議案第 19 号
令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議員提出議案第 1 号
議員派遣の件
- 日程第 15 管理者あいさつ

出席議員(15名)

1 番 議 員	加藤啓二議員	2 番 議 員	門原武志議員
3 番 議 員	比嘉浩二議員	4 番 議 員	加藤孝久議員
5 番 議 員	福安金之助議員	6 番 議 員	渡邊郁夫議員
7 番 議 員	一色美智子議員	8 番 議 員	近藤郁子議員
9 番 議 員	ふじえ真理子議員	10 番 議 員	岡崎つよし議員
11 番 議 員	なかじま和代議員	12 番 議 員	山田けんたろう議員
13 番 議 員	大橋ゆうすけ議員	14 番 議 員	山根みちよ議員
15 番 議 員	武田治敏議員		

説明のために出席した者の職・氏名(16名)

管 理 者	近藤裕貴君	副 管 理 者	井俣憲治君
副 管 理 者	小野田賢治君	副 管 理 者	小浮正典君
副 管 理 者	吉田一平君	事 務 局 長	可児嗣久君
消 防 長	近藤信之君	次 長	小塚法人君
次長兼予防課長	伊豆原正人君	次長兼特別消防隊長	山田孝明君
次長兼日進消防署長	成瀬正樹君	次長兼総務課長	廣瀬敏文君
会計管理者	中野一俊君	消 防 課 長	酒井雄二君
指令課長	宮家美博君	監 査 委 員	柘植豊彦君

職務のため出席した総務課職員の職・氏名(3名)

総務課専門監	村瀬昭二君
総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	塚谷友昭君

職務のため出席した者の職・氏名(2名)

書 記 長	島田茂樹君
書 記	久保田直也君

「開会のベル」

●書記長（島田茂樹）

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼。ご着席下さい。

議長開会あいさつ

◎議長（武田治敏）

令和元年9月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出されておりますのは、議案第12号から議員提出議案第1号の9議案であります。

議員の皆様方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

午前10時01分開議

◎議長（武田治敏）

現在の出席議員数は15名です。

よって、令和元年9月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、平成31年4月分から令和元年7月分までの結果の報告がありましたので、その旨ご報告いたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長、5番福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

5番、福安金之助。

本日、開催いたしました議会運営委員会の審議の結果について報告いたします。本委員会は、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと開催いたしました。

協議事項は、令和元年9月尾三消防組合議会定例会についてでございます。

定例会の会期は、本日、令和元年9月27日、1日とすること。

また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、一般

質問、提出議案の説明、議案質疑の答弁、採決を行い、最後に管理者のあいさつをいただき、閉会とすることで、委員会は終了いたしました。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

日程第2、管理者あいさつ。

近藤裕貴管理者。

○管理者（近藤裕貴）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和元年9月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも何かとご多用の中をご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、尾三消防組合の発展のため、適切にご指導とご協力がいただけますよう、お願い申し上げます。

さて、今回の定例会における提出議案は、平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてのほか、8議案でございます。

平成30年度の歳入歳出決算につきましては、事業実績と執行内容をお手元の決算書並びに主要施策報告書にまとめさせていただきました。

また、過日、監査委員さんの審査をいただきまして、本日上程をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、会計管理者以下、担当から説明をさせますので、慎重審議を賜わり、原案どおり議決いただきますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎議長（武田治敏）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、3番、比嘉浩二議員、4番、加藤孝久議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議長（武田治敏）

日程第5、一般質問を行います。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので、発言を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2番、門原武志です。

先に議長に提出した通告書に従い一般質問を行います。

名古屋市会令和元年6月定例会の一般質問で県単位の消防広域化についての提案がありました。6月19日の議事録によれば、議員は、平成30年に総務省が基本指針を改正し、都道府県に一つの消防本部が理想的なあり方の一つだとしたと、述べています。そして「現在においても34ある県内の消防本部間には人的、施設の、財政的な格差があり、今後広がっていくおそれもあるとのことであります。また、総務省の指針の改正を受け、愛知県も11ブロックに区分されていた現在の推進計画を見直すと聞き及んでおります。」と自らの見解を述べ、「このような全国的な広域化の流れや、人口減少、高齢化などの課題、県内における消防本部間格差などの課題を踏まえ、持続可能な消防体制を確立するため、今こそ愛知県とタッグを組み、消防の広域化を検討していくべきではないかと思いますが、どのように考えておられるのか、消防長にお尋ねをいたします。」と質問しました。

これに対し、消防長は、市域を越えた出動態勢やスケールメリットという総務省が示しているとおりの利点を挙げた上で、県内には34の消防本部があり規模及び体制が異なっていることから、広域化推進計画を策定する愛知県と各消防本部と十分協議しながら効果、影響について検証することが必要との認識を示し、「実現するための課題の整理など、愛知県及び各消防本部と緊密に連携、協力を図りまして、検討してまいりたい」と答弁しました。

平成30年4月に消防広域化を実現した尾三消防本部の管理者、副管理者、消防長は、名古屋市の消防長が示したこうした広域化の課題を十分認識しておられることと思います。

その上で広域化に向けた具体的な動きについて質問します。

県単位の消防広域化が県消防長会で提案されたとのことですが、協議の状況について伺います。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の門原武志議員の質問に対する答弁者。

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤です。

はじめに、愛知県消防長会についてですが、愛知県消防長会は、消防の健全な発展を目的に県内34消防本部の消防長で組織されており、事務局は、名古屋市消防局内に置かれております。

総会では事業計画をはじめ、消防に関する懸案事項の研究、全国消防長会の事業のほか、規約の変更について審議することとされております。

令和元年6月3日、月曜日、愛知県消防長会臨時総会が開催され、「愛知県における今後の消防行政のあり方について」が議題とされました。

提案理由は、現在、国が示した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、理想的な消防広域化の規模として「一の都道府県全体を一つの単位とした区域」これを全県一区とありますが、この全県一区による「消防の広域化」の方針を受けて、少子高齢化の進行による財政の硬直化と消防行政ニーズの高まりを背景に、持続可能な消防体制を確立するため、愛知県下の消防広域化によるスケールメリットや課題を整理した上で、実現に向けた手法を検討していきたいとのこと。名古屋市消防局からの提案でした。

提案の内容は、1つ目として、「消防広域化協議準備会」を設置し、令和2年度に予定される「協議会」の設置及び運営に必要な事項を検討すること、2つ目として、この準備会を愛知県消防長会に設置する組織に位置づけるため、消防長会規約を一部改正することを審議し、賛成多数で「承認」されたところであります。

この準備会は、10月16日に第1回目が予定されておりますので、現在のところ、具体的な協議は始まっておりません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

県内の各自治体の広域化に向けた動きについて伺います。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

先ほどの答弁のとおり、現在のところ、具体的な協議は始まっておりませんので、県内市町村の消防広域化への動きについて、把握できておりません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

県と県内の各消防本部が示した見解があれば伺います。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

愛知県からは、消防の広域化に向け、愛知県消防広域化推進計画を今年度中に再策定する予定であることが、臨時総会の場で発表されました。

先程の答弁のとおり、県内各消防本部の見解等につきましても、把握できておりません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

尾三消防本部の平成30年4月からの広域化は、ほぼ県の広域化方針に従ったものでした。こうした広域化を済ませた尾三消防本部がさらに広域化を進める利点があればお示しく下さい。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

当組合は、昨年度、消防広域化をスタートさせ、まずはスケールメリットを最大限に活かした消防力の平準化や効率化を進め、この地域の実情に見合った持続力のある消防組織を構築している段階ですので、現在の5市町以上となる広域化の必要性や利点については、お示しできかねます。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

尾三消防組合構成市町の見解について伺います。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

構成市町の正副管理者及び消防担当部課長には、今後、県単位の消防広域化に係る協議が開始されること、協議には、構成市町も参画することとなる計画であることをお伝えしたところです。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

6月3日の消防長会総会で名古屋市が提案したとのことでした。ということは6月19日の名古屋市会の一般質問よりも前だったので、名古屋市消防局自体が、積極的だと伺えます。

賛成多数だったということで、全会一致ではなかったようですが、尾三消防本部の賛否はどうだったのか。また提案されたときの質疑応答や意見があれば、尾三消防本部や他の消防のものも含めて教えてください。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

当組合としましては、各構成市町への説明と、意向確認が必要と判断しましたので、臨時総会において、明確な意思表示は控えさせていただきました。

次に、質疑等についてですが、名古屋市消防局の提案説明に対して、他の消防本部からではございますけれども、広域化の方式や、設置される協議会からの離脱を表明するタイミングについての質疑がありました。

1点目の広域化の方式は、名古屋市が、他府県の消防の広域化の現状、政令市が事務委託しているところなど、実際に赴き検討した結果、事務委託が良いと考えていること。また、2点目の離脱表明については、「協議会が始まってからでも構わないが、やるからには広域化の実現に向けてやるということでご理解いただきたい。」との回答がございました。

その他、「広域化をするのか、しないのかについては、総合的に検討できるような材料を整えた上での判断となる。」との回答がございました。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

事務委託という考えが示されたとのことでした。事務委託ということは、この地域の消防については、全て名古屋市に委ねるということで、現在は、組合議会で消防力の整備などについて議決していますが、名古屋市の外に住んでいる住民は、各市町村が名古屋市から示された委託費について議会で審議するだけの関わりになってしまいますが、そういうことでしょうか。

現在、私たちは、尾三消防本部が、どの消防署に消防車や救急車を何台配備し、そのためにどれだけ車両を購入するかなどの予算を議会で審議していますが、全て名古屋市会での議決に委ねられるということでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長。

○次長兼総務課長

次長兼総務課長、廣瀬。

地方自治法に規定されております一般的な事務委託とは、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度で、委託団体は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の執行責任は、受託団体に帰属するというものでございますが、先ほどの答弁のとおり、現在のところ、具体的な協議は始まっておりませんので、広域化の方式など、何ら決まっていない状況でござい

す。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

平成30年4月の消防広域化の検討にはたいへんな事務の労力がかかりました。

尾三消防組合と豊明市、長久手市との広域化では消防職員だけではなく、首長、議長、防災担当職員など、多くの人員が割られました。

尾三消防本部としては、これから地域の実情に合った消防力の強化に努めなければならず、これ以上の広域化の利点は示せないとの答弁は、そのとおりだと思います。

県単位の広域化の検討に、尾三消防本部と5市町が労力を割く余裕はないと思います。しかし広域化が検討されるならば、尾三消防としても5市町としても検討に加わらないわけには行かないと思います。

尾三消防組合だけではなく、市町村合併による広域化も進み、それぞれ検証が必要な時期に、これ以上の広域化には慎重に臨むべきです。こうした意見を、他の消防長とともに言うていくことが必要ではありませんか。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

当組合としましては、この地域の実情に見合った持続力のある消防組織を構築している段階であります。

管内行政や住民にとって、より有益となるのは、現在の体制か県内一消防本部なのかを、他の消防長とも情報交換を行いながら、構成市町とともに、組合としての姿勢を検討する必要があると考えております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

先ほど名古屋市消防局の見解、先進例で事務委託、政令市で委託している例がありました。総務省消防庁のホームページには色々と先進事例がありますが、全県一区というのは奈良県くらいで、ここは事務委託ではなく一部事務組合です。色々と

判断しないとイケない難しい問題だと思います。ここには、正副管理者がいらっしゃいます。それぞれ市長、町長の立場でもあります。私も東郷町の議員として、東郷町にとって、また、尾三地域全体にとって、名古屋市が示した広域化がいかなるものかということをしっかり研究して、そして住民の皆さんにお示ししたいと考えております。

今日は消防長、詳細にわたりまして答弁ありがとうございました。
終わります。

◎議 長（武田治敏）

以上で、一般質問を終わります。

◎議 長（武田治敏）

日程第6、議案第12号、平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

中野会計管理者。

○会計管理者（中野一俊）

会計管理者、中野。

議案第12号、平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

この案を提出するのは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからでございます。

決算書に基づいて、説明させていただきます。7ページをご覧ください。

歳入です。表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額、36億6千932万5千円に対し、収入済額は、36億7千271万5千732円となりました。前年度に比べ、14億1千4万4千562円、率にしまして62.32パーセントの増加となりました。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出です。同じく、表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。

予算現額、36億6千932万5千円に対し、支出済額は、36億1千759万9千274円となりました。前年度に比べ、13億8千351万148円、率にしまして61.93パーセントの増加となりました。

9ページをご覧ください。

先ほどの結果、歳入歳出差引額は、5千511万6千458円となりました。

次に、46ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額、36億7千271万5千732円、歳出総額、36億1千759万9千274円で、歳入歳出差引額は、5千511万6千458円でした。

翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額については、21ページを

ご覧ください。13節委託料の備考欄中、下から4項目にございます、第8次消防
力整備計画策定業務委託料の支出額をゼロ、左に2列横の翌年度繰越額欄におきま
して、繰越明許841万4千円と記載の委託料が該当するものです。

46ページにお戻りください。

下から2段目、5実質収支額は、4千670万2千458円となりました。

最後に51ページをご覧ください。基金です。

財政調整基金の表下段の合計欄のとおり、決算年度中の増減額は、不用額の積立、
基金運用利息、地方債4件の一括償還財源を合算、1千983万7千110円の減
額です。なお、表記の決算年度末現在高、1億4千920万7千792円は、広域
化前の基金と広域化後基金が混在していますが、広域化前基金にあつては、本年5
月、日進市、みよし市、東郷町の今年度分担金の減額に対する補てんとして、7千
824万792円を一般会計に繰入しています。

本日現在の基金残高につきましては、7千96万7千円で、全額を豊田信用金庫
の定期預金としています。

以上で、私からの平成30年度歳入歳出決算説明とさせていただきます。

この後、廣瀬次長が詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願いま
す。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

引き続き、決算事項別明細書にて、ご説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

歳入の款1「分担金」は、予算現額、収入済額ともに、34億4千398万6千
円です。各市町の金額及び分担率は、尾三消防組合規約の規定に基づき算出されて
おり、備考欄に記載のとおりです。

14、15ページをお願いいたします。

款4「県支出金」の項2目1節1「消防交付金」は、石油貯蔵施設立地対策等交
付金で、石油貯蔵施設等の所在地及び隣接する市町が交付対象となっています。

16、17ページをお願いいたします。

款7「繰入金」は、旧尾三の地方債のうち、縁故債の一括償還のための財源とし
て、財政調整基金からの繰り入れたものです。

款9「諸収入」の項1目1節1「諸収入」は、構成市町や、県消防学校に派遣し
ている職員、8名分の人件費にかかる派遣先からの負担金などです。

歳入の説明は以上です。

続いて歳出です。18、19ページをお願いいたします。

款1項1目1「議会費」は、組合議会の開催、運営に要する経費で、執行率は、

93. 20%です。

次に、款2「総務費」項1目1「一般管理費」は、事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体負担金など渉外などに要する経費で、執行率73.67%です。

なお、執行率が低いのは、執行率に含まれない繰越明許があったことによります。

「一般管理費」は、22、23ページまでとなります。

目2「人事管理費」は、職員の給与や手当、共済組合、退職手当組合負担金、各種研修等に伴う旅費、健康診断委託料、派遣受入職員の負担金、共助会の補助金などに要する経費で、執行率99.33%です。

24、25ページをお願いいたします。

目3「会計管理費」は、出納室での会計事務処理に要する経費で、執行率85.34%です。

目4「財産管理費」は、本部庁舎の光熱水費、財産管理にかかる修繕料、庁舎管理及び各設備の保守点検委託料、隔日勤務者が使用する寝具の借上料、訓練場の土地借上料、財政調整基金の積立金などに要する経費で、執行率は、99.40%です。

26、27ページをお願いいたします。

項2「監査委員費」は、監査委員の委員活動に要する経費で、執行率は93.09%です。

次に款3消防費です。28、29ページをお願いいたします

項1目1「消防費」は、消防車、救急車の修理、車両点検など維持管理に要する経費、また救急救命士の養成などに要する経費で、執行率92.63%です。

「消防費」は、32、33ページまでとなります。

目2「予防費」は、火災予防の啓発や消火訓練に関する広報、イベントの開催運営、また防火対象物施設や危険物の管理運営事業者への安全指導や査察などを通じて、火災予防を啓発のために要する経費で、執行率は、91.82%です。

34、35ページをお願いします。

目3「指令費」は、119番通報の受信、消防車、救急車などへの出動指令、指示などに必要な指令システムや基地局、移動局、所轄局などの無線設備の維持管理などに要する経費で、執行率97.33%です。

36、37ページをお願いします。

目4「特別消防隊費」から43、44ページの間「長久手消防署費」につきましては、それぞれの消防署及び出張所の消耗品、光熱水費、資器材の点検、訓練用原材料費などの経費です。

44、45ページをお願いします。

款4項1「公債費」の間「元金」は地方債として借り入れた元本の返済金です。

目2「利子」は、当該借入金にかかる利子で、この2目ともそれぞれ9件です。

款5「予備費」の補正は、消防救急デジタル無線談合事件にかかる、住民訴訟に応訴するための弁護士委託に、予算組み替えしたものです。

最下欄、歳出総額は、予算現額36億6千932万5千円に対し、支出済額36

億1千759万9千274円で、執行率は、98.59%でした。

47ページをお願いいたします。

財産に関する調書です。土地及び建物は、広域化に伴い豊明市及び長久手市より、組合に消防庁舎等は無償で譲渡を受けましたので、豊明消防署庁舎及び長久手消防署庁舎などが、増加しております。

48、49ページをお願いいたします。

車両及び消防用主要機器材等です。

増加につきましては、同じく広域化に伴い豊明市及び長久手市より無償譲渡を受けた車両、及び消防、救助、救急用その他の機器となります。

このうち、はしご車及び救急車を1台ずつ減らしております。

50ページをお願いいたします。

平成30年度中の地方債の状況は、前年度現在高2億7千259万1千776円に対し、償還額が1億9千307万8千961円でしたので、30年度末現在高は、4件分で7千951万2千815円となっております。

次に、平成30年度主要施策報告書により、主な施策の実施方針及び実績について、ご説明いたします。

主要施策報告書の1ページ、総括の下から4行目をご覧ください。

平成30年度施策を実施するにあたっての方針としては、第8次消防力整備計画の策定を開始するとともに、中長期的な視点から署所への人員、車両配置の再編など、広域化により得られた消防力を最大限に活用し、いかなる情勢下においても、地域住民の負託にこたえることのできる盤石な消防組織を構築するため、各事業の必要性、緊急性及び費用対効果を考慮して慎重に精査し、各施策を実施してまいりました。

2ページ、3ページの歳入歳出決算の状況は、先ほどご説明した平成30年度決算と平成29年度決算の比較ですが、平成29年度は旧尾三の数値となります。

4、5ページの節別歳出決算につきましては、先程ご説明した決算説明書記載の歳出の款項目節ごとの金額と同額です。

6ページは、組合議会及び監査の状況で、開催回数及び内容につきましては記載のとおりです。

7ページは委託業務の発注実績で、支出済額30万円以上の事業は37件です。名称及び金額については記載のとおりです。

8ページは、職員の教育、研修の状況で、消防職員として、また地方公務員としての資質向上を図るため、各種の消防、救急などに関する教育機関や研修に、延べ109名を参加させました。教育、研修先及び教育、研修内容については、記載のとおりです。

9ページからは消防業務で、消防用資機材の購入状況、火災、救助、救急の出動数、救命士の養成をはじめとする救急業務などの状況で、実績は記載のとおりです。

11ページからは、予防業務です。ここで、すみませんが、訂正がございます。

(9) 予防業務の状況のエ、防火対象物の立ち入り検査の報告文2行目最前部の「病院」が、1行目最後部の「病院」と重複しておりました。2行目の病院の削除をお願い申し上げます。

では、説明を続けます。

予防業務では、火災予防に係る、住宅用火災報知機の設置促進、満70歳以上のひとり暮らし世帯の防火訪問、防火対象物の立ち入り検査、防火管理講習や各種防火啓発イベント、火災予防運動などの状況で、実績は記載のとおりです。

14ページからは、通信指令業務で、119番通報の内訳は記載のとおりです。

15ページからは、警防業務で、警防技術訓練、風水害対応訓練、集団救急訓練、特殊災害訓練など各種訓練の実績です。

17ページは、管内住民や事業所で実施した各種の消火訓練などの実績で、年間714回開催し、延べ5万3千969名の方のご参加がありました。

また、構成市町の消防団の訓練状況は、年間313回、延べ5千213名の参加実績でした。

19ページは、職員の状況で、構成市町からの派遣受入職員、再任用職員を含め、351名で、所属ごとの職員数は、記載のとおりです。

20ページは、車両等の配置状況で、総台数78台で、所属ごとの車両の配置状況は、記載のとおりです。

議案第12号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ここで決算審査結果の報告をお願いします。

柘植監査委員。

○監査委員（柘植豊彦）

はい。監査委員の柘植でございます。

議長のご指名がございましたので、過日行いました平成30年度一般会計の決算につきまして、監査委員を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より決算審査に付されました平成30年度尾三消防組一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況につきまして、長久手市議会議員の岡崎つよし監査委員とともに審査を行いましたので、その結果について、簡潔に意見を申し上げます。

決算審査は、令和元年7月22日に実施をいたしました。

審査にあたりましては、提出されました一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は、適正であるかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を求め、実施をいたしました。

審査の結果についてでございますが、決算書類は、法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、その計数は正確であり、基金条例に基づき管理運用されているものと認めました。

審査の概要につきましては、お手元に配付をしております決算審査意見書の記述のとおりでございます。

決算総額は、歳入が36億7千271万5千732円、歳出が36億1千759万9千274円で、差し引き5千511万6千458円、実質収支額は、4千670万2千458円でございます。

尾三消防組合は、昨年度より消防広域化のメリットを享受し、初動体制の強化をはじめ、ソフト面、ハード面の双方において消防力の充実、強化が図られているところです。組合として広域化2年目を迎えますが、本部、各署、出張所においては、なお一層の経費節減を図りつつ、合理的かつ効率的な予算執行となるよう努力されるとともに、地域住民が安心して安全に暮らせるよう、引き続き消防広域化のメリットを十分に生かした火災、救急、救助体制の充実、強化に努めていただきたいと思います。

最後に、職員の安全管理並びに健康管理に留意され、また消防としての知識や技術に対する更なる育成等を行い、地域住民の安心安全のため尽力されるようお願いし、決算の結びといたします。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご一読いただければと思います。

以上で監査報告を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

これより、議案第12号に対する質疑を許します。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

通告に従いまして、質疑をいたします。

歳出、「総務費」の「一般管理費」についてです。

第8次消防力整備計画策定業務委託料841万4千円が翌年度に繰り越されたことについて、平成31年第1回定例会で救急件数について「30年実績で前年度比650件増の1万2千93件となり、見込み数値などが中間報告での想定より超え、乖離していくことが懸念されたことなどから、推計値の見直し、併せて数値の見える化などを追加するというので、見直しが必要と判断したため。」と説明されました。これは定例会で舟橋よしえ議員の補正予算に対する質疑の答弁です。

今一度、救急件数の増加要因について伺います。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の門原武志議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

救急件数の主な増加要因としては、増加した650件のうち563件が急病事案であり、内訳として、冬季はインフルエンザを含む急病事案、夏季は熱中症を含む高温気象に関連した急病事案の増加が顕著であったことから、これらを主な要因として捉えています。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

同じく「総務費」でございます。「人事管理費」についてです。

主要施策報告書11ページ、予防業務の状況について、消防年報2019によれば、平成30年度は防火査察実施件数、危険物製造所等立入検査実施件数とも、前年度と比べて件数が伸びています。このことについて、件数が増えた要因についてと、目標とする件数や、重点的に査察、検査を実施する区分などはあったかお伺いします。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

当管内において、査察等の対象施設は約1万500施設ございます。広域化初年度である平成30年度から、全ての対象施設への立入検査を5年に1回は実施することを目途に、特に、警防課職員による小規模防火対象物の立入検査業務を強化した結果でございます。

5年間で管内全ての対象施設を一巡することを目途として、また、重点的には社会福祉施設及び不特定多数の利用者がある大規模な施設は年1回実施しました。以上です。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

これからも大型商業施設も増えていくと思いますし、是非そうした方向で続けていただけたらと思います。

次に歳出の「総務費」の「人事管理費」について、職員手当等の不用額が多かった要因について伺います。

◎議長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

不用額が多くなった要因としましては、平成30年度当初予算編成時の想定より、台風などの自然災害に伴う職員の非番、週休者の招集や災害出動が少なかったこと。平成30年度当初予算案が、消防広域化が正式に合意された平成29年10月20日以降に、旧尾三消防組合、豊明市及び長久手市消防本部で積算された金額をベースに、部隊編成においても災害対応や訓練などの従事時間や動員数などに不足が生ずることのないように算出した結果、特殊勤務手当、休日勤務手当、時間外勤務手当などの災害出動に伴う支出が結果的に不用となったものです。

◎議長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第12号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第12号「平成30年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第7、議案第13号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第13号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、地方公務員法の一部が改正されたので、本条例の一部を改正する必要があるからです。

改正された地方公務員法の内容は、成年被後見人又は被保佐人は、職員となること、または公務員試験などを受けることができない。及び第28条第4項の、在職中の職員が成年被後見人又は被保佐人となったときは、その職を失う。の2つが撤廃されたものです。

新旧対照表をお願いいたします。

改正点は、条文内で表されている地方公務員法第16条第1項、第28条第4項及び失職などの欠格条項に関する文言を本条例の文中から削除するものです。

欠格条項を削除するのは、第20条第1項、同条第4項、第20条の2第2項、第21条第1項、同条第2項第1号、第16条第1項がなくなることにより、手続規定を整備するのは、第26条第5項、両方は、第26条第6項です。

この条例の施行日は、令和元年12月14日です。

法律の成立は、6月14日でしたが、その附則第2条で法第44条の施行日は6月後とされたことによるものです。

議案第13号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第13号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第13号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第13号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第8、議案第14号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第14号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、先ほどの議案第13号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同じく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、地方公務員法の一部が改正されたため本条例を改正する必要があるからであります。

また、今回の改正に合わせて総務省から示された条例のひな型において、文言の変更があった個所を、併せて改正するものです。

主な改正点は、新旧対照表をお願いいたします。

第3条第3項は、地方公務員法第16条関係の改正。

同条第2項、第3項、第5項、第6項は、総務省から示された条例のひな型において文言の変更による改正となります。

この条例の施行日は、議案第13号と同じく、令和元年12月14日であります。

議案第14号の説明は、以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第14号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより

討論に入ります。

議案第14号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第14号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第9、議案第15号、尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

議案第15号、尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例です。

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所等に係る手数料について改正する必要があるからであります。

改正額は、新旧対照表のとおりとなります。

この条例は令和元年10月1日からの施行となります。

以上で議案第15号、尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例の説明とします。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第15号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第15号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第15号、尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第10、議案第16号、財産の取得について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

議案第16号、財産の取得について。

この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからです。

事業名は、車両整備事業、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型。

納入場所は、豊明市沓掛町宿234番地、豊明消防署。

契約金額、6千985万円。

契約者は、名古屋市東区矢田南一丁目2番8号、株式会社モリタ名古屋支店、支店長、岡本直彦。

契約の方法につきましては、指名競争入札によるものでございます。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

議案第16号、財産の取得について、お尋ねします。

質疑事項として、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型についてです。

今回、契約金額が6千985万円と大きな金額なので、確かめておきたいのです。

が、災害対応特殊水槽付という文字がポンプ車の前に付いておりますが、これは通常の消防車、ポンプ車と比較して、特殊な機能はあるのでしょうか。

また、Ⅰ－B型やⅡ型ではなく、Ⅰ－A型を選んだ理由をお答えください。

◎議長（武田治敏）

ただ今のふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

今年度、更新予定であります消防車両は、当組合が現在保有しています消防車両と同規格の車両で、特殊な機能を有するものではありません。

本車両整備につきまして、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用することから、事業名を補助事業の指定名称となる、災害対応特殊水槽付消防ポンプ消防自動車Ⅰ－A型としたものです。

なお、Ⅰ－B型につきましては、水槽の容量が1,500リットル以上で消防ホース延長用のホースカーを積載しなければならない車両で、Ⅱ型につきましては、水槽の容量が2,000リットル以上の車両となり、共にⅠ－A型と比較すると消防活動に使用する資機材を積載するスペースが少ないことから、当組合では、災害現場到着後に即時放水するための水を1,500リットル保有し、多くの資機材を積載することができ、さらには、機動力に影響する車両の大きさなどを総合的に検討し、Ⅰ－A型を導入しています。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

消防ポンプ自動車の前に災害対応特殊水槽付という名前が付くのは、補助金を活用するためということですが、何割の補助が出るのかだけ、お願いします。

◎議長（武田治敏）

答弁者、伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

総務省告示により、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額が設定されており、当該車両整備では、基準額3千133万6千円となります。

補助率は、消防組織法第49条第2項及び緊急消防援助隊に関する政令第6条第2項の規定により、国が行う補助の割合は、基準額の2分の1以内と定められてい

ることから、補助額は1千566万8千円となります。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第16号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第16号、財産の取得について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ－A型は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第11、議案第17号、財産の取得について、災害対応特殊救急自動車・高規格救急自動車を議題とします。

議案の説明を求めます。

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

議案第17号、財産の取得について。

この案を提出するのは、議案第16号同様、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからである。

事業名は、車両整備事業、災害対応特殊救急自動車・高規格救急自動車でございます。

納入場所につきましては、愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地、尾三消防本部です。

契約金額は、3千825万8千円。

契約者は、日進市浅田平子一丁目100番地、愛知トヨタ自動車株式会社ツインカム営業所、所長、小川元。

契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第17号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第17号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第17号、財産の取得について、災害対応特殊救急自動車・高規格救急自動車は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第12、議案第18号、訴えの提起についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第18号、訴えの提起について。

この案を提出するのは、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、損害賠償の請求に関して、訴えを提起するため、議決を求める必要があるからです。

事件名は、損害賠償請求事件、相手方は、東京都港区虎ノ門一丁目7番12号の沖電気工業株式会社、代表取締役、鎌上信也及び名古屋市東区東桜二丁目15番7号の株式会社TTK、代表取締役、藤田義明です。

訴えの趣旨といたしましては、相手方は連帯して、損害賠償金として金4千284万4千956円と、平成24年3月28日から支払済みに至るまで、年5分の割合による金員の支払いと、相手方が、この訴訟費用を負担すること、の判決並びに仮執行の宣言を求めることです。

訴えの理由については、現在、住民訴訟が起きておりますが、その前段として、平成30年5月17日に住民監査請求がありました。組合は、この監査結果において、相手先の特定や不法行為に伴う損害額の算定ができたときは、訴えを起こす方

針でありました。

今回の住民訴訟事件の弁論準備手続において、株式会社TTKと沖電気工業株式会社が、この入札に関して共同不法行為を行い、結果組合は、損害を受けたと判断したためです。

損害額の算定については、組合の契約額と実勢価格の差である3千894万9千960円に、弁護士費用相当額として10%を上乗せして、4千284万4千956円損害額としました。

議案第18号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告受付順により、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

議案第18号、訴えの提起について。

質疑事項、損害賠償請求事件に関することについて、2点お聞きします。

私今回、こうして議案に上程されて初めて、損害賠償請求事件の中身をよく知りました。より全容を把握するために、確認の意味も含めてお聞きします。

1、訴えの理由（1）に書いてあります公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出した理由、裏付けは何でしたか。

2、全国で排除措置命令が出された他の業者、市町などを把握されていたらお答えください。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

1項目目、排除措置命令を受けた沖電気工業株式会社を含む製造業者5社が、消防救急デジタル無線機器の導入に関する事業を受注するにあたって、全国の消防本部ごとに、入札前にどの製造業者が受注するかを決定し、また当該製造業者が落札できるように、他の製造業者は協力する旨の合意を繰り返し行っていた行為は、いわゆる独占禁止法に違反する談合として、公正取引委員会が、平成29年2月に排除措置命令を行ったものです。

2項目目の排除措置命令の対象となった製造業者は、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、沖電気工業株式会社です。

また、違反を自主申告した株式会社日立国際電気を除く4社へは、総額63億4千490万円の課徴金納付命令も出されています。

次に、公正取引委員会の排除措置命令では、全国249の消防本部の事業が、談合行為の対象となっており、総務省消防庁からもこの件に関して、全国の消防本部を、調査した結果が情報提供されております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

今最後の方で、全国249消防本部の事業が対象とのことですが、尾三消防組合以外に訴訟提起を行った他市町の情報など把握されていたらお願いします。

◎議長（武田治敏）

答弁者、廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

当組合において把握している情報は、岐阜県の下呂市、山県市、岐阜市、中津川市、中濃消防組合、揖斐郡消防組合の6消防本部で、昨年住民訴訟が提起されています。そのうち、下呂市、山県市、岐阜市は当組合同様、損害賠償請求の訴訟を提起しておられます。

また、飛騨市は、住民訴訟は提起されておりませんが、損害賠償請求の訴訟を起こされています。

なお、損害額の算定方法が依頼した弁護士や、裁判所によって異なることから、請求の趣旨の内容については若干の相違があります。

いずれにしても、本件は当組合だけの問題でなく、全国的な問題と捉えることができると思慮しております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

こうした消防救急デジタル無線機器の訴訟提起が、全国的に見れば、尾三消防組合が初めての事例ではないということが分かりました。

今岐阜県の名前が出ていましたが、もう1点、最後お聞かせください。

この議案の5にあります訴訟遂行の方針のところ、(3)に「必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。」と書いてあります。訴訟提起を行

う上で、今後想定されます裁判の展開や、組合としての意気込みと言いますか、裁判に臨む姿勢を可能な範囲で結構ですので、お聞かせください。

◎議長（武田治敏）

答弁者、廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

損害額の算定や相手方の共同不法行為について立証してまいりたいと考えております。その上で組合が被った損害を裁判所に認めていただけるよう主張していく考えです。

今後は、裁判の進め方を弁護士や構成市町とよく相談しながら、特に相手方の主張を含め、管内住民の皆様への説明責任を果たすことができるよう、鋭意進めてまいる所存です。

以上です。

◎議長（武田治敏）

次に、2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

私も同じことについて質疑を行います。

先ほどもありましたが、これまでの経過について今一度説明していただきたい。特に、住民監査請求がされたときに、直ちに訴えを提起しなかったことについて理由を説明していただきたいと思います。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、門原武志議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

平成29年2月2日、公正取引委員会は、全国249の消防本部が行った消防救急デジタル無線機器の入札に関し、談合があったとして、無線機器製造業者5社へ排除措置命令を、最初に談合したことを自主的に申し出た日立を除いた4社に対して課徴金納付命令を出しました。

談合の対象事業には、当組合が発注した事業も含まれていたことから、当組合は直後から、排除措置命令を受けた製造業者である沖電気工業及び契約者であるTTKをそれぞれ呼んで聞き取り調査をし、総務省消防庁や他の消防本部等と情報交換を行うとともに、顧問弁護士にも相談するなどして、継続的に損害賠償請求に向けた証拠の情報収集や対応策を検討しておりました。

こうした経緯や経過につきましては、平成29年10月、12月及び平成30年3月の3回、組合議会での一般質問でもお答えさせていただいております。

平成30年5月17日、管内住民より住民監査請求がありました。

監査委員の監査結果は、請求を棄却するものでした。

請求人は、この監査結果を不服として、名古屋地方裁判所へ平成30年8月9日に住民訴訟を起こしました。

訴訟の争点を整理するための弁論準備が6回開催される中、本議案にありますとおり、沖電気工業とTTKが共同不法行為をしていた証拠資料が確認でき、併せて損害額についても、算定できたことから、今回の訴訟提起に至りました。

これは、排除措置命令が出された段階から、組合としては損害を受けた確証が得られたときは、法的手段をとるという方針であったことから、今回の議案提出は、当然に必要なプロセスです。

なお、住民監査請求の監査結果においても、監査委員からは、同種の意見が付されております。

次に、住民監査請求が出されたときには、まだ沖電気工業とTTKの共同不法行為について証拠がなく、また、訴訟提起するためには、組合は損害額を立証する必要がありますが、その損害額を、当時算定できていませんでしたので、訴えを提起できませんでした。

なお、今回の訴訟提起に必要な証拠については、住民監査請求や住民訴訟がなくとも、岐阜県下6消防本部の住民訴訟及び損害賠償請求訴訟が先行して行われていることや、総務省消防庁の損害額の算定方法の提示等の情報などから、組合は自力でこれらを獲得することができたと考えております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第18号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

賛成の立場で、討論いたします。

質疑でもお聞かせいただきましたが、公正取引委員会の排除措置命令では全国規模で249もの消防本部の事業が談合行為の対象となっていることが分かりました。

これだけ大規模な談合が行われていたということから、そうした体質がまだまだ

刷新されていないことが分かりました。

いずれにしましても、この案件に関して、尾三消防管内の住民の皆さまには、今後の裁判の経過も含め、説明していただくことをお願いして、賛成といたします。

◎議長（武田治敏）

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第18号、訴えの提起については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第13、議案第19号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算第2号を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第19号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入、歳出それぞれ252万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5千230万4千円とするものです。

補正予算説明書12、13ページをお願いします。

歳入の款8項1目1「繰越金」は、議案第12号の決算説明書46ページでご説明した実質収支額の一部を、前年度繰越金として一般会計へ組み入れるものです。

14、15ページをお願いします。

歳出です。目1「一般管理費」節13「委託料」の住民訴訟弁護士委託料は、平成30年度からの住民訴訟の着手以降に発生した実費の精算であります。

損害賠償請求訴訟弁護士委託料は、先ほど議案第18号でご説明した訴えの提起に伴い、組合の顧問弁護士を訴訟代理人として、訴訟弁護の委任に要する経費となります。

目2「人事管理費」節3「職員手当等」は、平成23年度より再任用職員14名の退職翌年度6月期の期末勤勉手当の額の算出に誤りがあり、その一部が未払いであったことが今年度に判明したため、当該元職員に差額を支給する必要があるからです。

予算書に戻りまして、5ページをご覧ください。

損害賠償請求訴訟の委託料は、当該年度内に裁判が終了しない場合も想定されますので、債務負担行為を設定いたします。

なお、期間、限度額とも具体的な数値による表示が困難なため、文言による記載といたしています。

議案第19号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第19号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第19号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第19号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第14、議員提出議案第1号、議員派遣の件を議題とします。

議案の説明を求めます。

5番、福安金之助議員。

◇福安金之助議員

5番、福安金之助。

議員提出議案第1号の説明をいたします。

提案理由としましては、尾三消防組合議会の会議に関する規則第54条の規定に基づき、必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、議員派遣の件でございます。

目的としては、消防の広域化効果として期待される「住民サービスの向上」、「人員配置の効率化と充実」及び「消防体制の基盤強化」を確実に実現し、かつ、持続可能なものとするため、当組合と類似する状況の中、各種先進的な取り組みを行っている消防機関を視察し、消防事務の処理状況等について調査、研究することを目的としています。

派遣場所としましては、大阪府泉州南消防組合、滋賀県湖南広域行政組合です。派遣期間としては、令和元年11月5日から6日の1泊2日とします。

派遣議員は、尾三消防組合全議員とします。

以上、提案とさせていただきます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議員提出議案第1号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議員提出議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議員提出議案第1号、議員派遣の件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員（異議なし）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議

長に委任することに決定しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第15、管理者あいさつ。

近藤裕貴管理者。

○管理者（近藤裕貴）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、議決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、柘植豊彦監査委員におかれましては、決算審査報告ありがとうございました。今後もご指導を賜りますようお願いいたします。

さて、猛暑も一段落し、朝夕めっきり涼しくなってきましたが、一方では、体調管理が難しい季節でもあります。

議員諸氏におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

近藤管理者をはじめ、当局の皆様には、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

議員各位におかれましては、議員活動など、ご多用とは存じますが、くれぐれもお体にはご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議 長（武田治敏）

これをもちまして、令和元年9月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

閉会 午前11時34分

「閉会のベル」

●書記長（島田茂樹）

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。ご着席願います。

●書記長（島田茂樹）

事務連絡を申し上げます。

議決いただきました「議員派遣の件」につきまして、近日中に通知文等をお配りいたしますので、御承知置き下さい。以上でございます。

本日は、どうもありがとうございました。

上記議事録が正確であることを署名する。

令和元年9月27日

議長

武田 治敏

議事録署名者

比嘉 浩二

議事録署名者

加藤 孝久